

【6－8．設備投資（減価償却費・固定資産除却費）】

①設備投資の概要

②各事業者の申請概要（設備投資）

③審査における論点

④減価償却費の確認結果

⑤固定資産除却費の確認結果

⑥非化石証書の販売収入の取扱い

審査における論点（設備投資）

- 設備投資について、需要想定・供給力と統合的な計画になっているか。特に、原価算定期間（2023～25年度）に織り込んだ設備投資の対象は、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備であり、かつ、経済的な合理性があるものか。また、設備投資の実施時期は適正か。
- 減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法及び定額法により適正に算定されているか。また、著しく低稼働な設備に係る減価償却費が料金原価に織り込まれている場合、その理由は妥当か。
- 固定資産の除却について、実施時期は適正か（例えば、改良工事等に伴って除却が発生する場合、当該改良工事等の時期は適正か）。また、除却費用について、除却に要する工事費等は適正か。
- 非化石電源投資関連費用について、非化石証書の販売収入が適正に料金原価に織り込まれているか。

【6－8．設備投資（減価償却費・固定資産除却費）】

①設備投資の概要

②各事業者の申請概要（設備投資）

③審査における論点

④減価償却費の確認結果

⑤固定資産除却費の確認結果

⑥非化石証書の販売収入の取扱い

減価償却費の確認結果（特別監査の実施など）

- 電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない不使用設備などが、料金原価に織り込まれていないか確認するため、事務局で、**各種設備などの詳細確認（特別監査）**を実施した。
- 具体的には、
 - ✓ 原価算定期間中に不使用の土地・建物・機械装置
 - ✓ 入居率が低い社宅
 - ✓ 自治体や民間企業に無償貸与している設備などが料金原価に含まれていないか、事業者に対して**調書や図面の提出**を求め、事務局で確認を行った。
- また、設備工事について、実在性や進捗状況を確認するため、新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、**オンライン中継によって工事状況などを確認**した。
- これらの特別監査の結果は、次ページ以降に示すが、需要想定・供給力との整合性を確認しつつ、電気事業の運営にとって真に不可欠な設備と認められない**不使用設備などは査定**する。
- また、**設備工事の費用**については、工事の必要性を確認した上で、**効率化係数を用いた査定**の対象とする。（※詳細は「6-2. 経営効率化」を参照）
- なお、各事業者とも、**定額法で減価償却**を行っており、事業の用に供した時点で償却を開始し、時の経過に応じて償却を行っていることを確認した。

特別監査を通じた査定の主な考え方①

【不使用の土地・建物・機械装置】

- 原価算定期間中（2023～25年度）に用途が決まっていない土地・建物・機械装置について、各種設備の調書及び図面の提出を求め、不使用の理由が合理的でない場合は査定する。

【社宅】

- 事業者が所有する社宅・寮について、入居率を記載した調書の提出を求め、入居率が低い場合は査定する。その際、総務省が5年に1度実施している「住宅・土地統計調査（2018年）」で、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）が13.6%であることを踏まえ、社宅・寮の入居率のメルクマールは90%とする。

【PR館・厚生施設】

- PR館の設備のうち、電気の理解を深めるための設備以外（例：カルチャーホール）については、当該部分を査定する。
- 体育館などの厚生施設は、電気事業に真に不可欠な設備とは認められないため査定する。

【貸与設備】

- 他者に貸与している土地・建物について、調書の提出を求め、合理的な理由無しに無償貸与している場合は査定する。

特別監査を通じた査定の主な考え方②

【稼働率が低い発電設備】（※特別監査の結果、査定対象となる設備は無かった。）

- 資源エネルギー庁の電力調査統計を用いて、標準的な設備稼働率を算定し、これと比較して、**稼働率が低い**（例：標準的な設備稼働率の50%以下）**発電設備**は、**合理的な理由**（例：ピーク対応電源であること、定期検査のため停止期間があったこと）**が無い場合は査定**する。

【建設中の資産】

- 工事の実施が確定している**建設工事口**※は、原価算定期間（2023～25年度）の前期末の建設工事口の残高に、原価算定期間中の工事費を加えて、建設中利子を控除した額について、料金算定規則に基づき、**50%をレートベースに計上**する。
- 一方で、工事の実施が確定していないものの、その準備段階として、各種調査などを行った場合の費用（**建設準備口**※）であって、原価算定期間中に建設工事口に計上する予定が無いものについては、現時点で、建設工事口に将来計上するかどうか不確実なため、**全額査定**する。

※ 工事計画の着手段階で、調査費用などの支出を**建設準備口**に計上し、監督官庁の認可を受けるなど、工事の実施が確定した段階で、**建設準備口**から**建設工事口**への振替が行われる。

- 北海道電力の**泊発電所3号機の安全対策工事**のうち、**再稼働時期に応じて必要となる工事に係る建設工事口**は、再稼働時期に係る不確実性も考慮し、**全額査定**する。

特別監査を通じた査定の主な考え方③

【予備品・予備設備】

- 予備品・予備設備について、調書の提出を求め、常備すべき最低限のものであるかを確認する。その上で、常時使用していないことから、建設中の資産と同様の扱いとし、50%を査定する。

【その他】

- 書画・骨董については、料金審査要領に基づき、全額査定する。

特別監査の結果①（北海道電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 貸与設備（無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地） ▲60百万円 不使用の設備（用途の決まっていない土地） ▲3,865百万円 予備品・予備設備のうち1 / 2 ▲1,846百万円 社宅（入居率90%未満） ▲219百万円 書画・骨董 ▲12百万円 保養所、スポーツ施設、PR施設等 ▲437百万円 休止設備に移行する設備 ▲4,691百万円 電力設備と共用する附帯設備（ガス事業-LNGの販売） ▲237百万円 非化石電源投資 ▲680百万円
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> 建設準備口 ▲6,935百万円
特別監査を通じた査定	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 不使用の土地（工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える面積等） スポーツ施設
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> 泊発電所3号機の安全対策工事のうち、再稼働時期に応じて必要となる工事に係る建設工事口

特別監査の結果②（東北電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 未契約の工事費3% ▲3,173百万円
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> 未契約の工事費を3%自主カットしたことに加え、原価算定期間中を通して建設工事口に計上する予定のない建設準備口を自主カット ▲2,205百万円
特別監査を通じた査定	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地・建物
		<ul style="list-style-type: none"> 用途の決まっていない土地（工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える面積等）
		<ul style="list-style-type: none"> 予備品・予備設備のうち 1 / 2
		<ul style="list-style-type: none"> PR館のうち、電気の理解を深めるための設備以外のもの（例：カルチャーホール）
		<ul style="list-style-type: none"> 体育施設・多目的ホールなど
		<ul style="list-style-type: none"> 書画・骨董

特別監査の結果③（東京電力EP）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	・ リース資産（太陽光・蓄電池関連事業リース） ▲11,388百万円
	建設中の資産	・ リース資産（太陽光・蓄電池関連事業リース） ▲21百万円
特別監査を通じた査定	特定固定資産	・ 不使用設備などの織り込み無し

特別監査の結果④（北陸電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 貸与設備 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地 ▲5百万円 不使用設備 水害により流出した土地 ▲2百万円 法定義務を超える緑地面積 ▲4,089百万円 予備品・予備設備のうち1 / 2 ▲2,232百万円 書画・骨董 ▲383 百万円 厚生施設（社宅、保健館、体育施設等） ▲2,689百万円 休止施設（発電PR館等） ▲81百万円 相談役執務スペース相当 ▲4百万円 資産除去債務相当資産 ▲32,771百万円 附帯事業振替共用固定資産相当 ▲6百万円
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> 附帯事業振替共用固定資産相当 ▲1 百万円
特別監査を通じた査定	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 不使用土地（雑種地） 先行投資（新設発電所）の二重計上
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> 建設準備口

特別監査の結果⑤（中国電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 貸与設備 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地・建物 ▲141百万円 不使用設備 売却予定の土地・建物等 ▲3,404百万円 法定義務を超える緑地面積 ▲612百万円 予備品・予備設備のうち1 / 2 ▲1,009百万円 書画・骨董 ▲465百万円 体育施設等 ▲3,141百万円 PR館のうち電気の理解を深めるための設備以外 ▲235百万円 社宅 ▲4,585百万円 病院 ▲2,397百万円 相談役、顧問室 ▲4百万円
特別監査を通じた査定	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> 売却予定の土地・建物等 厚生施設（スポーツ・体育施設）
	建設中の資産	<ul style="list-style-type: none"> 建設準備口

特別監査の結果⑥（四国電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> • 先行投資 原価算定期間中に使用予定がない増設用地等 ▲52百万円 • 貸与設備 電気事業設備のうち、無償で自治体や民間企業に貸し付けている土地・建物 ▲62百万円 • 不使用設備 用途の決まっていない土地、工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える面積等 ▲1,205百万円 • 書画・骨董 ▲52百万円 • 体育施設等 ▲724百万円 • 保養所等 ▲67百万円 • PR館のうち電気の理解を深めるための設備以外 ▲28百万円
特別監査を通じた査定	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> • 不使用設備（機械装置の一部） • 予備品・予備設備のうち1 / 2 • 社宅（入居率90%未満）

特別監査の結果⑦（沖縄電力）

	項目	内容（金額は3カ年平均額）
自主カット分	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> • 先行投資 原価算定期間中に使用予定がない増設用地等 ▲168百万円 • 不使用設備 休止予定電源分 ▲351百万円 • 書画・骨董 ▲64 百万円 • 体育施設等 ▲282 百万円 • 保養所等 ▲141百万円 • PR館のうち電気の理解を深めるための設備以外 ▲25百万円
特別監査を通じた査定	特定固定資産	<ul style="list-style-type: none"> • 貸与設備のうち付帯事業の建設用作業地 • 不使用設備（用途の決まっていない土地、工場立地法等に基づき課される緑化義務面積を超える土地） • 予備品・予備設備のうち 1 / 2 • 社宅（入居率90%未満）

【 6－8． 設備投資（減価償却費・固定資産除却費） 】

①設備投資の概要

②各事業者の申請概要（設備投資）

③審査における論点

④減価償却費の確認結果

⑤固定資産除却費の確認結果

⑥非化石証書の販売収入の取扱い

固定資産除却費の確認結果①

- 固定資産除却費のうち、**多額の除却損が見込まれている場合は**、当初の想定どおりに固定資産が活用されずに除却される可能性が考えられるため、各事業者に確認を行った。
- 具体的には、各分野（水力・火力・原子力・新エネ・業務）で、原価算定期間（2023～25年度）に除却損の発生が見込まれる固定資産のうち、**除却損の金額が多い案件**について、合理的であるか確認を行った。
- その結果、**除却損が多額となった理由**として、例えば以下のようなものが挙げられ、**いずれも合理的であることを確認**した。
 - 火力発電所のボイラへの給水を予熱する装置（法定耐用年数：15年）について、8年が経過した時点で、詳細に肉厚測定を実施したところ、広範囲で摩耗が確認されたことから、2023年度の定期点検に合わせて、当該装置を除却することとなった。
 - 原子力発電所の排気筒（法定耐用年数：41年）について、新規制基準に対応するため、耐震補強が必要となったことから、一部の既設部材について、残存簿価があるものの除却することとなった。

固定資産除却費の確認結果②

- なお、一部の事業者は、個別の固定資産に対して除却損を見積もるのではなく、過去の除却損の発生率（＝除却損／設備投資額）を算定し、これに基づいて、原価算定期間中の除却損を一括で算定している。この場合について、事務局で、過去の除却損の発生実績を確認したところ、原子力発電所の新規制基準対応などの一部の例外を除き、当初の耐用年数より著しく早いタイミングで除却しているものが無いことを確認した。
- また、北海道電力の**泊発電所3号機の安全対策工事**のうち、**再稼働時期に応じて必要となる工事に伴う固定資産除却費**は、再稼働時期に係る不確実性も考慮し、**全額査定**する。

【 6－8． 設備投資（減価償却費・固定資産除却費） 】

①設備投資の概要

②各事業者の申請概要（設備投資）

③審査における論点

④減価償却費の確認結果

⑤固定資産除却費の確認結果

⑥非化石証書の販売収入の取扱い

非化石証書の販売収入の推移

- 各事業者（北海道・東北・北陸・中国・四国）の非化石証書の販売収入の織り込みは以下のとおり。
- なお、発電設備を持たない**東京電力EP**及び原価算定期間内に非化石証書の販売を予定していない**沖縄電力は対象外**である。

(単位:百万円)

事業者名	2020	2021	2022	原価算定期間			
				2023	2024	2025	2023~25 平均
北海道電力	91	36	156	425	519	503	482
東北電力	1,800	1,157	792	2,425	5,243	4,673	4,114
北陸電力	4,775	1,492	1,380	1,401	1,841	1,866	1,703
中国電力	276	19	0	0	436	0	145
四国電力	556	290	2,311	3,724	4,250	4,878	4,284

非化石証書の販売収入に関する主な論点

- 資源エネルギー庁の「第二次中間とりまとめ」では、非化石証書の販売収入について、「発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい」とされている。
- また、上記の中間とりまとめにおいて、規制料金との関係では、「**発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げることになってしまう可能性がある**」と指摘されている。一方で、**規制料金と非化石証書の双方から二重回収が生じないよう留意することの必要性**も示されている。
- 上記の点を踏まえつつ、各事業者で非化石証書の販売収入の取扱いが異なるところ、今回の料金改定の審査において、どのように審査を行うのが適切か検討する必要がある。

資源エネルギー庁 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第二次中間とりまとめ（2019年7月）【抜粋】

（発電事業者の非化石証書収入について）

（前略）非化石電源の利用促進への取り組みを求める**発電事業者に対しては、以下のような用途に証書収入を使うことを求めることとする。**

- ✓ 非化石電源設備の**新設・出力増**
- ✓ 非化石電源を**安全に廃棄**するための費用等
- ✓ 非化石電源設備の**耐用期間延長工事、安全対策費用**等

（非化石証書収入と経過措置料金との関係について）

非化石証書収入については、発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい。**特例措置料金の算定において、発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げることになってしまう可能性がある。**

このため、料金算定規則等において、非化石電源の利用の促進が行われるよう必要な措置を講じることが考えられる。

なお、当該措置の検討にあたっては、**非化石電源投資関連費用について特例措置料金と非化石証書の双方からの二重回収が生じないよう留意することとする。**

料金算定規則及び電気事業会計規則における規定

- 電気事業会計規則では、「他社販売電源料」と「非化石証書販売収益」が区分されている。
- その上で、料金算定規則上、規制料金の原価算定における控除収益には、上記の2費目のうち、「他社販売電源料」のみが含まれている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則【抜粋】

第一条 この省令において使用する用語は、（中略）電気事業会計規則（中略）において使用する用語の例による。

2 （略）

（控除収益の算定）

第五条 事業者は、控除収益として、他社販売電源料（中略）、託送収益（中略）、電気事業雑収益、預金利息、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益（以下「控除収益項目」という。）の額の合計額を算定し、様式第一第四表及び様式第二第五表により控除収益総括表及び控除収益明細表を作成しなければならない。

2 （略）

電気事業会計規則【抜粋】

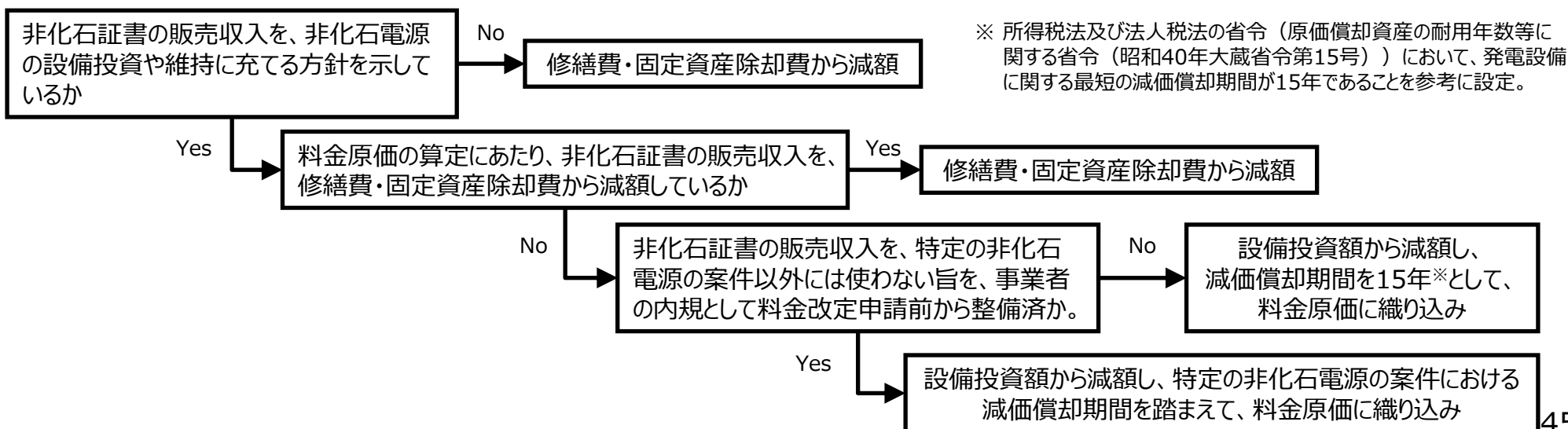
別表第1（第3条関係）

（16） 営業収益

科目	項	備考
他社販売 電力料		（前略）「他社販売電源料」及び「非化石証書販売収益」に区分することが適当でないものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
	他社販売 電源料	（前略）小売電気事業者（中略）、みなし小売電気事業者（中略）に対して <u>販売した電気</u> （中略） <u>の料金</u> （中略）を整理する。
	非化石証書 販売収益	小売電気事業者（中略）、みなし小売電気事業者（中略）に対して販売した <u>非化石証書の代金</u> （中略）を整理する。

今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い①

- 非化石証書の販売収入は、「非化石電源の利用の促進」が制度趣旨であり、**非化石電源の設備投資（例：新設・出力増）や維持（例：耐用期間の延長）に充てるもの**とされている。
- また、料金算定規則及び電気事業会計規則において、非化石証書の販売収入は、**控除収益に位置づけられていない**。
- これらを踏まえ、非化石証書の販売収入は、「**設備投資又は修繕費・固定資産除却費から減額するもの**」と整理することも一案と考えられる。
- 一方、各事業者は、非化石証書の販売収入を、非化石電源の設備投資や維持に充てる方針であるものの、料金原価上の整理は統一的ではない。そのため、例えば、減価償却期間の長い設備への投資額と相殺するものと整理し、非化石証書の販売収入による料金原価の圧縮効果を低減する、といった**恣意的な織り込みとなる場合も考えられる**。
- 上記を踏まえ、今回の料金審査では、例えば、下図のフローのとおり整理することとする。



今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い②

- 非化石証書の販売収入は、年間を通じて発生するため、設備投資額から減額する際には、**期央（毎年10月1日）に計上するものと仮定し、減価償却費に反映することとする。**
- また、前ページのフローを前提とした場合、**過去の非化石証書の販売収入の取扱い**が論点となる。
- 各事業者は、資源エネルギー庁に対し、2020年度以降の**非化石証書の販売収入額と収入の用途**について、以下のとおり報告している。
 - ✓ **北海道・東北・北陸・四国**：非化石証書の販売収入を、「**拡充・改良投資**」（非化石電源への設備投資）**に全額充当**。
 - ✓ **中国**：非化石証書の販売収入を、「**拡充・改良投資**」と「**修繕・除却**」に按分して充当。
- これらの報告内容との整合性を確保する観点から、**過去の非化石証書の販売収入**に関し、その**報告内容に沿って設備投資額から減額することとする**（なお、中国電力が「修繕・除却」に按分した分は、当該年度の修繕費などに充当されるため、当該分は設備投資額から減額しない。）。また、設備投資額から減額する際には、恣意性を排除する観点から、**当該減額分の減価償却期間を15年として、料金原価に織り込むこととする。**

今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い③

【参考】非化石証書の販売収入を設備投資額に充当した場合のモデルケース

		過去分			原価算定期間		
		2020年度	2021年度	2022年度 (見込み)	2023年度	2024年度	2025年度
設備投資額 (※この事例では、全て期末に竣工したと仮定)		300 (電源A)	300 (電源B)	300 (電源C)	300 (電源D)	300 (電源E)	300 (電源F)
非化石証書の販売収入 (※毎年150と仮定)		150	150	150	150	150	150
販売収入の充当後の 残存簿価 (期末) (※減価償却期間：15年)	電源A	150	140	130	120	110	100
	電源B	—	150	140	130	120	110
	電源C	—	—	150	140	130	120
	電源D	—	—	—	150	140	130
	電源E	—	—	—	—	150	140
	電源F	—	—	—	—	—	150
減価償却費	収入充当前	—	20	40	60	80	100
	収入充当後	—	10	20	30	40	50

過去の販売収入による減価償却費の圧縮効果を、料金原価に反映。

今回の料金審査における非化石証書の販売収入の取扱い④

- 中国電力は、過去の非化石証書の販売収入と用途について、下表のとおり実績に基づいて按分し、資源エネルギー庁に報告している。
- その上で、中国電力は、原価算定期間中の非化石証書の販売収入について、按分方法を明確には示していないところ、過去実績を踏まえて販売収入を按分することが適切であると考えられる。そのため、下表の「単純平均」の配分に基づいてそれぞれの用途に按分し、「設備投資額」及び「修繕費・固定資産除却費」から減額することとする。

【参考】中国電力における非化石証書の販売収入の用途

用途項目	2020年度	2021年度	単純平均
拡充・改良投資	81.9%	78.9%	80.4%
修繕	15.2%	15.8%	15.5%
除却	2.9%	5.3%	4.1%

※2022年8月に中国電力が資源エネルギー庁に報告した内容を基に作成。

1. はじめに
2. 特定小売供給約款料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針案の概要
- 6. 査定方針案の各論**
 - 6-1. 需要想定・供給力
 - 6-2. 経営効率化
 - 6-3. 燃料費
 - 6-4. 購入・販売電力料
 - 6-5. 原子力バックエンド費用
 - 6-6. 人員計画・人件費
 - 6-7. 修繕費
 - 6-8. 設備投資（減価償却費・固定資産除却費）
 - 6-9. 事業報酬**
 - 6-10. その他経費
 - 6-11. 公租公課
 - 6-12. 控除収益
 - 6-13. 費用の配賦
 - 6-14. レートメイク・約款

7. 参考資料

【6-9. 事業報酬】

- ① レートベース・事業報酬の概要
- ② 各事業者の申請概要（レートベース・事業報酬）
- ③ 審査における論点（レートベース）
- ④ 審査における論点（事業報酬）
- ⑤ 審査の結果

レートベース・事業報酬の概要

- 事業を継続的に実施するには、費用を適切に回収するのみならず、資金を円滑に調達する必要がある。電気事業においては、発電設備等の形成にあたり巨額の資金を要するが、事業者がこの資金を調達するための費用を何らかの形で電気料金から回収できなければ、資金調達に支障が生じるため事業を継続することができなくなる。
- 企業は、①銀行等からの借り入れや社債の発行による調達（他人資本）、②株式の発行等による調達（自己資本）のいずれかの手段により資金調達を行うところ、銀行・社債等の債権者が期待する負債利子率や、株主が期待する利益率が見込まれる場合、当該企業は継続的かつ円滑に資金調達を実施することが可能となる。
- そのため、電気事業法等の一部を改正する法律（改正法）附則で、これらの負債利子率等の適正水準に相当する額について、「適正な利潤」（事業報酬）として電気料金から回収することを認めている。
- その上で、事業報酬は、レートベース（事業資産の価値）に、事業報酬率（債権者や株主が期待するリターン）を乗じることで算定される。

【参考】電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則（抜粋）

（みなし小売電気事業者の特定小売供給約款）

第十八条 みなし小売電気事業者は、附則第十六条第一項の義務を負う間、特定小売供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、特定小売供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

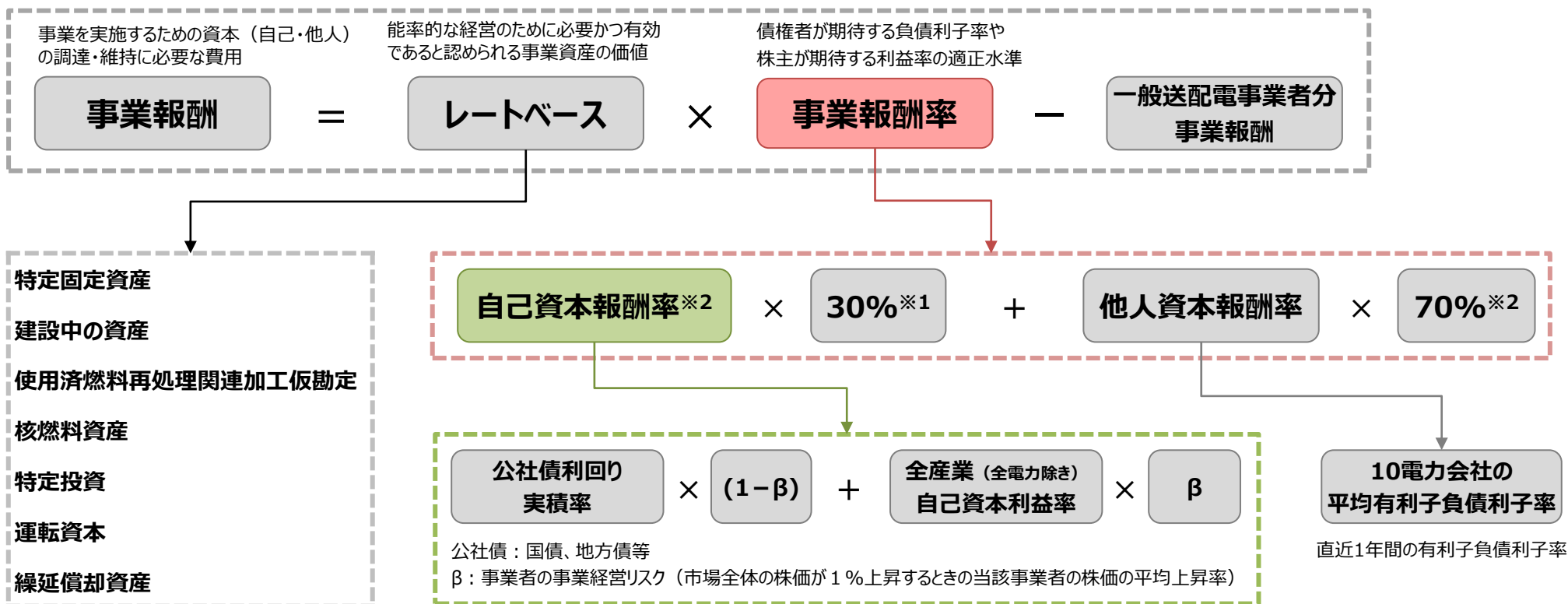
一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二～四 （略）

3～8 （略）

【参考】事業報酬制度の概要

- かつては、支払利息・配当金額・利益準備金を積み上げることで、資金調達コストを算定していたが、事業者ごとの資本構成の差異等によってコスト水準に差が出る点を考慮して、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる**事業資産の価値（レートベース）**に、**事業報酬率**を乗じることで**資金調達コストを算定する「事業報酬制度」**が、1960年に導入された。

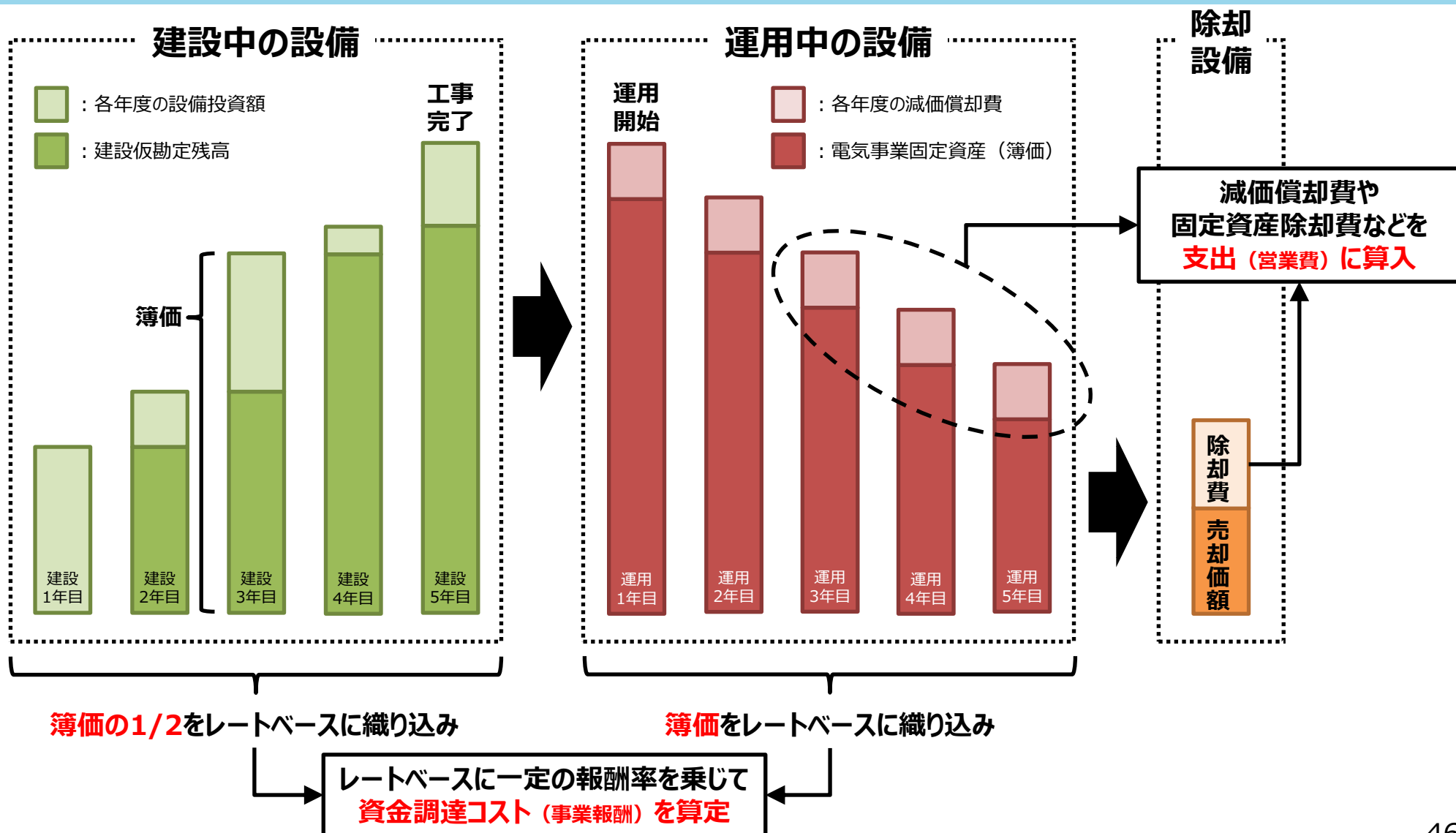


※1：1995年の第30回料金制度部会において、電気事業における適正な自己資本比率が30%（＝総資本に占める他人資本は70%）とされたことを踏まえ、自己資本報酬率（利益率）と他人資本報酬率（負債利率）を30:70で加重平均することで算定。

※2：みなし小売電気事業者の事業経営リスク（β値）を、株価を用いて分析した上で、「公社債利回り実績率」を下限、「全産業（全電力を除く）の自己資本利益率」を上限とし、当該事業者の事業経営リスクに見合った適正な自己資本報酬率（利益率）を算定。

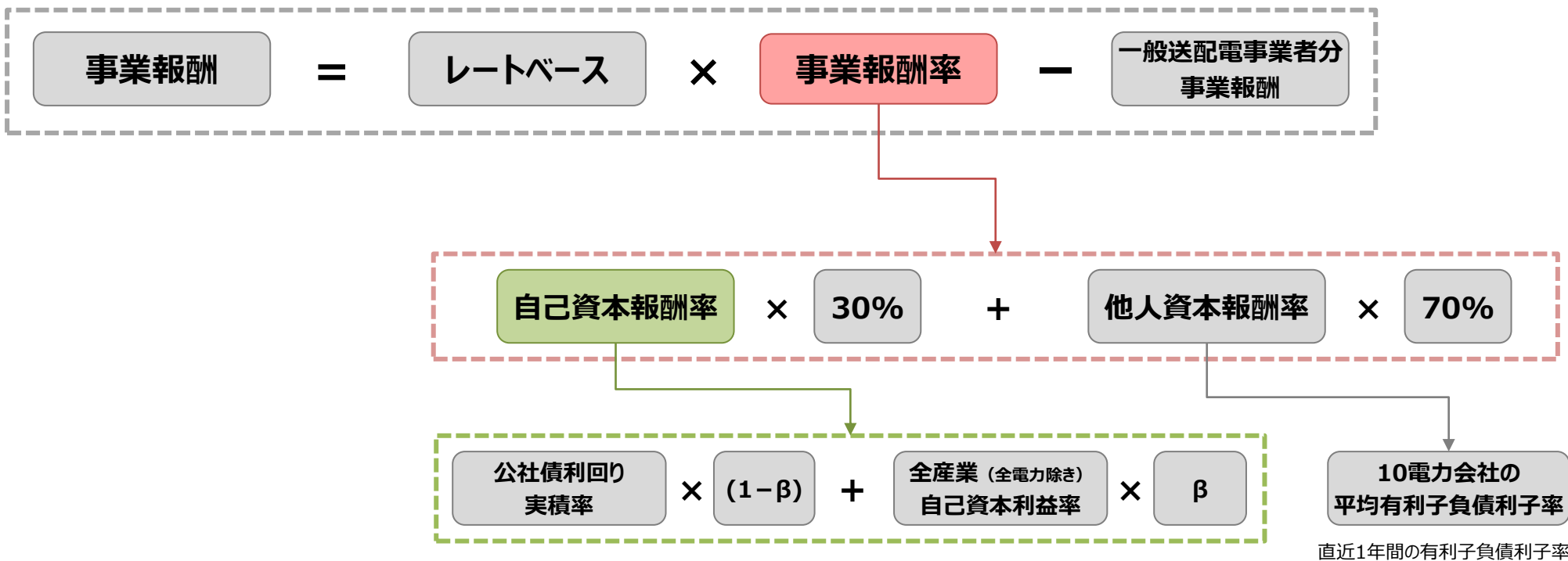
【参考】設備投資と料金原価の関係（イメージ）

- 「**料金原価 = ①支出（営業費） + ②資金調達コスト（事業報酬） - ③収入（控除収益）**」の関係であるところ、設備投資と料金原価の関係は、以下のとおり。



事業報酬率の概要

- 事業報酬は、下記の計算式に基づいて算定される。
- その上で、事業報酬率（債権者や株主が期待するリターン）は、自己資本報酬率と他人資本報酬率を加重平均することで算定する。



公社債：国債、地方債等

β：事業者の事業経営リスク（市場全体の株価が1%上昇するときの当該事業者の株価の平均上昇率）

関係法令における規定（レートベース）①

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

（事業報酬の算定）

第四条 事業者は、事業報酬として、電気事業報酬の額を算定（中略）しなければならない。

2 （略）

3 前項の規定にかかわらず、事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の全部若しくは一部の譲渡しがあり、又は事業者について分割（小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があった場合における**電気事業報酬の額は、別表第一第一表により分類し、第一号に掲げる額から第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額**（事業者の営む一般送配電事業の全部の譲渡し又は事業者についての分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限る。）がないときは前項第二号に掲げる一般送配電事業等に係る電気事業報酬の額）**を減じて得た額に、第三号に掲げる割合を乗じて得た額**とする。

一 **事業者及び特別関係事業者**（事業の譲渡し又は分割により事業者の営む小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）及び当該者又は事業者を子会社とする会社であって、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まない者をいう。以下同じ。）の**レートベースの額の合計額に、第五項の規定により算定される報酬率を乗じて得た額**

二 改正法附則第九条第一項又は法第十八条第一項若しくは第五項による事業者又は**特別関係事業者（一般送配電事業者であるものに限る。）**の直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号。以下「算定省令」という。）第九条第二項又は電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十七号。以下「旧託送料金算定規則」という。）第五条第二項の規定**により算定された電気事業報酬の額**

三 **事業者及び特別関係事業者（発電事業者であるものに限る。）**の**レートベースの額の合計額のうち、事業者のレートベースの額の合計額の占める割合**

4 次の各号に掲げる**レートベースの額**は、（中略）それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

一 **特定固定資産** 電気事業固定資産（共用固定資産、貸付設備その他の電気事業固定資産の設備のうち適当でないもの及び工事費負担金（貸方）を除く。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

二 **建設中の資産** 建設仮勘定の事業年度における平均帳簿価額（資産除去債務相当資産を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額に百分の五十を乗じて得た額

三 **使用済燃料再処理関連加工仮勘定** 使用済燃料再処理関連加工仮勘定の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

四 **核燃料資産** 核燃料の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

五 **特定投資** 長期投資（エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに係るものに限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

六 **運転資本** 営業資本の額（前条第一項に掲げる営業費項目の額の合計額から、退職給与金のうちの引当金純増額、燃料費のうちの核燃料費（核燃料減損額及び核燃料減損修正損（又は核燃料減損修正益（貸方））に限る。）、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額に限る。）、貸倒損のうちの引当金純増額、固定資産税、雑税、減価償却費（リース資産及び資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却費のうちの除却損、原子力発電施設解体費のうちの資産除去債務純計上額、原子力廃止関連仮勘定償却費、電源開発促進税、事業税、開発費償却、株式交付費償却、社債発行費償却及び法人税等並びに次条に掲げる控除収益項目の額の合計額を控除して得た額に、十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）及び貯蔵品（火力燃料貯蔵品、新エネルギー等貯蔵品その他貯蔵品の年間払出額に、原則として十二分の一・五を乗じて得た額をいう。）を基に算定した額

七 **繰延償却資産** 繰延資産（株式交付費、社債発行費及び開発費に限る。）の事業年度における平均帳簿価額を基に算定した額

5 **報酬率**は、次の各号に掲げる方法により算定した**自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率**とする。

一 **自己資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人（当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。）を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率（全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率）を基に算定した率

二 **他人資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率

6 一般送配電事業の報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率とする。

一・二 （略）

関係法令における規定（レートベース）②

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2章 「原価等の算定」に関する審査

第3節 事業報酬

1. レートベース

算定規則第4条第4項各号に掲げる項目の適正性を事業者及び特別関係事業者ごとに審査するものとする。具体的には、**特定固定資産**は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあつては、一般送配電事業等）の運営にとって真に不可欠な設備であるか否か、**建設中の資産**は、工事計画及び工事額が適正であるか否か、**運転資本のうち営業資本**は、各項目の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、また、**貯蔵品**は、数量及び金額が適正であるか否か、**特定投資**は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあつては、一般送配電事業等）の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否か等につき審査するものとする。また、特定投資に計上した投資が配当を得られるものである場合には、その配当相当分を原価から適切に控除しているかを確認するものとする。

供給設備については、デマンド・レスポンス（需給調整契約を含む。）等を踏まえた**需要見通しを前提にした設備に限定し**、**長期停止発電設備**については、原価算定期間内に**緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入**する。

なお、**他の事業者の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外**する。

関係法令における規定（事業報酬率）

- 事業報酬率は、料金算定規則において、**自己資本報酬率**と**他人資本報酬率**を加重平均して算定することとされており、料金審査要領において、それぞれの報酬率の算定方法が示されている。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（料金算定規則）

（事業報酬の算定）

第四条

5 報酬率は、次の各号に掲げる方法により算定した**自己資本報酬率及び他人資本報酬率を三十対七十で加重平均した率**とする。

- 一 **自己資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人(当該法人を子会社とする会社がある場合にあっては、当該会社を含む。以下この項において同じ。)を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下限として算定した率(全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値が、国債、地方債等公社債の利回りの実績率を下回る場合には、国債、地方債等公社債の利回りの実績率)を基に算定した率
- 二 **他人資本報酬率** 全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利率の実績率を加重平均して算定した率

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（料金審査要領）

第2章「原価等の算定」に関する審査

第3節 事業報酬

算定規則第4条の規定に基づいて申請事業者が算定した事業報酬については、第1節の基本的考え方を踏まえ、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

1. レートベース

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、**その率が事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値**を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないよう、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この2.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適切な期間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。

自己資本報酬率 = (1 - β) × 公社債利回り実績率 + β × 全産業自己資本利益率

β値：みなし小売電気事業者たる法人の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときのみなし小売電気事業者たる法人の株式の平均上昇率

β値 = みなし小売電気事業者たる法人の収益率と株式市場の収益率との共分散 / 株式市場の収益率の分散

(2) 他人資本報酬率

当面は**直近1年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利率**を用いるものとする。

【6-9. 事業報酬】

- ① レートベース・事業報酬の概要
- ② **各事業者の申請概要（レートベース・事業報酬）**
- ③ 審査における論点（レートベース）
- ④ 審査における論点（事業報酬）
- ⑤ 審査の結果

レートベース（まとめ）（東京電力EPを除く6事業者）

- レートベースは、料金算定規則上、平均帳簿価額などを基に算定することとされており、東京電力EPを除いた各事業者のレートベースは以下のとおり（東京電力EPは他の事業者とレートベースの考え方が異なるため、別途詳述）。
- 今回の料金改定申請にあたり、各事業者とも繰延償却資産は計上していない。また、沖縄電力は、別途積立金をレートベースから控除している。

（単位：億円）

	北海道		東北		北陸		中国		四国		沖縄	
	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請
	(2013-2015)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)
特定固定資産	4,915	4,677	8,500	11,477	5,811	4,155	5,503	9,050	2,627	3,771	2,799	3,257
建設中資産	607	919	655	1,147	13	1,163	1,516	4,838	193	113	139	133
使用済燃料再処理関連 加工仮勘定	-	262	-	431	-	130	-	326	-	455	-	-
核燃料資産	1,254	1,114	1,599	1,504	849	840	1,401	1,358	1,384	928	-	-
特定投資	233	233	470	422	69	187	112	335	270	267	-	-
運転資本	551	1,180	1,643	3,349	436	1,112	964	1,856	489	775	215	420
繰延償却資産	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
原価変動調整積立金 ・別途積立金	-	-	-	-	▲ 610	-	▲ 554	-	-	-	▲ 150	▲ 60
計	7,559	8,384	12,867	18,330	6,569	7,587	8,942	17,764	4,963	6,309	3,003	3,750

※沖縄電力については、一般送配電を含む（料金算定規則第4条第2項第1号関係）。

特定固定資産（東京電力EPを除く6事業者）

- 特定固定資産は、発電設備等の電気事業固定資産を言い、原価算定期間における平均帳簿価額を基に算定される。

（単位：億円）

	北海道		東北		北陸		中国		四国		沖縄	
	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請
	(2013-2015)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)
水力発電設備	1,578	1,847	1,570	1,777	1,083	980	1,567	1,094	654	639	-	-
火力発電設備	807	1,561	3,395	3,807	1,557	2,063	2,798	3,282	747	1,424	975	1,035
原子力発電設備	2,317	1,097	3,110	5,418	2,915	890	784	3,864	1,125	1,575	-	-
新工ネ発電設備	25	21	148	107	-	19	-	178	6	6	-	-
業務設備	188	151	277	369	257	204	353	632	95	127	131	132
合計	4,915	4,677	8,500	11,477	5,811	4,155	5,503	9,050	2,627	3,771	1,107	1,168

※沖縄電力については、一般送配電を含む（料金算定規則第4条第2項第1号関係）。

建設中の資産（東京電力EPを除く6事業者）

- 設備投資が行われた場合、電気事業固定資産として竣工するまでの間、「建設中の資産」として扱われる。
- 「建設中の資産」は、原価算定期間における建設仮勘定の平均帳簿価額に50%を乗じた額等を基に算定される。

（単位：億円）

	北海道		東北		北陸		中国		四国		沖縄	
	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請
	(2013-2015)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)
水力発電設備	372	51	47	37	2	51	3	28	13	16	-	-
火力発電設備	120	15	421	30	1	177	77	72	90	38	88	41
原子力発電設備	112	828	172	1,062	4	927	1,436	4,648	88	44	-	-
新工ネ発電設備	-	0	1	0	-	-	-	10	0	1	-	0
業務設備	3	24	14	17	6	7	-	81	2	14	4	2
合計	607	919	655	1,147	13	1,163	1,516	4,838	193	113	92	43

※沖縄電力については、一般送配電を含む（料金算定規則第4条第2項第1号関係）。

使用済燃料再処理関連加工仮勘定（東京電力EPを除く6事業者）

- 2016年に再処理等拠出金法が施行したことを受け、再処理関連加工に要する費用を、拠出金として使用済燃料再処理機構に納付している。
- 沖縄電力を除く各事業者は、当該拠出金を「使用済燃料再処理関連加工仮勘定」として計上している。

（単位：億円）

	北海道		東北		北陸		中国		四国		沖縄	
	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請
	(2013-2015)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	-	262	-	431	-	130	-	326	-	455	-	-
2022年度期首簿価	-	174	-	307	-	91	-	227	-	303	-	-
2022年度拠出金	-	35	-	48	-	15	-	38	-	56	-	-
2023年度期首簿価	-	209	-	355	-	107	-	265	-	359	-	-
拠出金※	2023年度	-	35	-	48	-	15	-	38	-	64	-
	2024年度	-	35	-	50	-	15	-	41	-	64	-
	2025年度	-	35	-	65	-	15	-	55	-	62	-
2025年度期末簿価	-	314	-	518	-	153	-	399	-	549	-	-

※前年度使用済燃料発生量（kg）×拠出金単価（円/g）

核燃料資産（東京電力EPを除く6事業者）

- 核燃料資産は、ウラン精鉱の購入・加工等に要する金額を整理した「装荷以前の核燃料資産」と、原子炉から取り出された使用済燃料に関する金額を整理した「再処理関係の核燃料資産」の2つから構成される。

（単位：億円）

	北海道		東北		北陸		中国		四国		沖縄	
	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請
	(2013-2015)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)
装荷以前の核燃料資産	1,114	1,114	1,408	1,483	701	830	963	1,334	1,197	928	-	-
装荷核燃料	148	-	341	308	326	260	152	92	260	98	-	-
加工中等核燃料	966	1,114	1,067	1,175	375	570	812	1,242	937	831	-	-
再処理関係の核燃料資産	140	0	191	21	148	10	438	24	190	-	-	-
プルトニウム	1	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-
前払金※2	139	0	191	21	147	10	438	24	190	-	-	-
レートベース合計	1,254	1,114	1,599	1,504	849	840	1,401	1,358	1,387	928	-	-

※1：上表の数値は、全て原価算定期間中の平均帳簿価額。

※2：沖縄電力を除く各事業者とも、現行原価には日本原燃への前払いを含むが、今回申請においては含まない。

特定投資（東京電力EPを除く6事業者）

- 料金算定規則上、特定投資は、エネルギーの安定的確保を図るための研究開発、資源開発等を目的とした投資であって、電気事業の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる長期投資と位置づけられている。

(単位：億円)

	北海道		東北		北陸		中国		四国		沖縄※5	
	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請
	(2013-2015)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)
日本原燃(株)	220	220	347	347	60	177	100	318	257	257	-	-
石炭資源開発(株)	3	3	5	5	3	1	4	-	3	3	-	-
日本原子力研究開発機構	7	7	12	12	5	6	8	8	7	4	-	-
原子力損害賠償・廃炉等 支援機構	3	3	4	4	-	2	-	3	3	3	-	-
新エネルギー・産業技術総 合開発機構	0	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-
大崎クールジェン(株)※1	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-
超電導センサテクノロジー(株) ※2	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-
日豪ウラン資源開発(株)※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
燃料調達プロジェクト※4	-	-	103	55	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	233	233	470	422	69	187	112	335	270	267	-	-

※1：IGFC(石炭ガス化燃料電池複合発電システム)およびCO2分離・回収技術に関する大型実証試験の実施等

※2：火力発電所ボイラ伝熱管の非破壊検査に関する研究で使用する超電導磁気センサ（SQUID）の開発等

※3：ウランの長期安定的な確保を目的とした豪州等におけるウラン資源の開発等

※4：ウランの長期安定的な調達および調達柔軟性の確保のため、ウラン濃縮事業およびウラン購入権の確保を目的としたウランプロジェクトへの投資。

※5：沖縄電力については、一般送配電を含む（料金算定規則第4条第2項第1号関係）。

運転資本（東京電力EPを除く6事業者）

- 運転資本とは、営業活動に投下されている資金をいう。
- 営業資本（現金支出を伴う営業費）及び火力燃料その他の貯蔵品に係る資金は、営業活動に投下された後、料金収入として回収されるまでの間（概ね1.5ヶ月）、経営の土台となって眠っている状態となる。
- そのため、上記の資金の1.5ヶ月分に相当する金額をレートベースに織り込み、事業報酬として料金原価に算入することとしている。

（単位：億円）

		北海道		東北		北陸		中国		四国		沖縄	
		現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請	現行原価	今回申請
		(2013-2015)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)	(2013-2015)	(2023-2025)	(2008)	(2023-2025)
運転資本	営業資本	378	732	1,068	1,946	299	614	639	1,178	351	501	146	267
	貯蔵品	173	447	575	1,403	137	498	325	678	137	274	68	153
	計	551	1,180	1,643	3,349	436	1,112	964	1,856	489	775	215	420

※沖縄電力については、一般送配電を含む（料金算定規則第4条第2項第1号関係）。
北陸電力の現行原価については、一般送配電を含む（料金算定規則第4条第2項第1号関係）。

事業報酬の算定方法（東京電力EPを除く6事業者）

- 料金算定規則上、事業報酬については以下のとおり算定することとされている。

（①電気事業全体の事業報酬－②送配電事業の事業報酬）×③発電小売事業に占める小売事業の割合

※「②送配電事業の事業報酬」は、託送供給約款の認可に係る審査で査定済。また、「③発電小売事業に占める小売事業の割合」は、発販一体会社では100%となる。

- 東京電力EPを除く各事業者について、事業報酬の算定方法は以下のとおり。

今回申請の事業報酬

(単位：億円)

			北海道	東北	北陸	中国	四国	沖縄
①電気事業全体	レートベース	A=D+G	15,177	34,659	11,951	27,078	11,098	3,750
	事業報酬率	B	2.8%	2.8%	2.8%	2.6%	2.7%	2.7%
	事業報酬	C=A×B	425	970	335	704	300	101
②送配電事業	レートベース	D	6,793	16,329	4,366	9,315	4,789	2,670
	事業報酬率	E	1.5%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.5%
	事業報酬	F=D×E	102	310	80 ^{※1}	177	91	40 ^{※2}
③発電・販売事業	レートベース	G	8,384	18,330	7,587	17,764	6,309	1,079
	事業報酬	H=C-F	323	660	255	527	209	62

※1 北陸：2016年託送認可値83億円（2016-18年エリア需要ベース）を2023-25年エリア需要ベースに補正

※2 沖縄：送配電事業に係る事業報酬については、小売料金審査要領に従って算定

【参考】レベニューキャップ制度による託送料金改定を反映した事業報酬

料金算定規則上、送配電事業に係る事業報酬額は、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、省令の規定により算定された額とされている。

レベニューキャップ制度による託送料金改定を反映した事業報酬は以下のとおり。

			北海道	東北	北陸	中国	四国	沖縄
①電気事業全体	レートベース	A=D+G	15,177	36,537	12,369	27,805	10,888	3,750
	事業報酬率	B	2.8%	2.8%	2.8%	2.6%	2.7%	2.7%
	事業報酬	C=A×B	425	1,023	346	723	294	101
②送配電事業	レートベース	D	6,793	18,207	4,782	10,042	4,578	2,670
	事業報酬率	E	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
	事業報酬	F=D×E	102	273	72	151	69	40
③発電・販売事業	レートベース	G	8,384	18,330	7,587	17,764	6,309	1,079
	事業報酬	H=C-F	323	750	275	572	225	62

事業報酬の算定方法（東京電力EP）

- 東京電力EPについても、以下の式のとおり事業報酬を算定するものの、発販分離会社であるため、「③発電小売事業に占める小売事業の割合」が100%とはならない。

$$(\text{①電気事業全体の事業報酬} - \text{②送配電事業の事業報酬}) \times \text{③発電小売事業に占める小売事業の割合}$$

- そのため、下表のとおり、レートベースを基に、「小売事業の割合」を算出している。

(億円)

		旧一体会社				
			PG (送配電)	HD (発電等)	RP (発電)	EP (小売)
レートベース	特定固定資産	57,687	47,880	5,684	3,871	253
	建設中資産	6,193	1,479	4,341	152	220
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	3,536	0	3,536	0	0
	核燃料資産	5,719	0	5,719	0	0
	特定投資	① 2,088	② 0	2,088	0	0
	運転資本	7,517	1,109	▲ 122	▲ 98	6,628
	合計額	82,741	50,467	21,247	3,925	7,101
事業報酬率		2.8%	1.9%			
事業報酬		2,317	959	1,358		

【事業報酬の算定方法】

- ① グループ全体のレートベース合計に、事業報酬率を乗じることで、グループ全体の事業報酬を算定する。
- ② 一般送配電事業者であるPGの事業報酬を算定する。
(託送供給等約款の認可に係る審査で査定済)
- ③ ①から②を差し引いた金額を算定し、その金額について、HD・RP・EPのレートベースの比率に応じて按分する。

③レートベースの比率で按分

事業報酬 (EP)			xxx	xxx	299
-----------	--	--	-----	-----	-----

【6-9. 事業報酬】

- ① レートベース・事業報酬の概要
- ② 各事業者の申請概要（レートベース・事業報酬）
- ③ **審査における論点（レートベース）**
- ④ 審査における論点（事業報酬）
- ⑤ 審査の結果

審査における論点（レートベース）

- レートベースは、能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値であり、**「特定固定資産、建設中の資産、使用済燃料再処理関連加工仮勘定、核燃料資産、特定投資、運転資本、繰延償却資産」の合計額**で表される。
- その上で、レートベースの各構成要素のうち、特に、**特定固定資産・建設中の資産**について、**電気事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているか。**
- なお、レートベースに織り込むことが不適切と判断された資産については、減価償却費等の費用についても、料金原価への算入を認めない。